

甲賀市社会福祉協議会 虐待防止指針（高齢）

社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会

1. 基本方針

利用者（高齢者、障がい者）の人権の擁護、虐待の防止を目的に、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防および早期発見のための措置等を定め、すべての職員がこれを認識し、本指針を遵守して、福祉の増進に努める。

2. 虐待とは

虐待とは、職員等から利用者（高齢者、障がい者）に対する次のいずれかに該当する行為を言う。

(虐待の種類)

① 身体的虐待	身体に外傷が生じる。もしくは生じるおそれのある暴行を加えること。正当な理由なく身体を拘束すること
② 性的虐待	わいせつな行為をすること、又はわいせつな行為をさせること
③ 心理的虐待	暴言、拒絶的な対応または不当な差別的言動、その他心理的外傷を与える言動を行うこと
④ 放棄・放置	衰弱させるような減食または長時間の放置、他者による虐待行為と同様の行為の放置、その他養護すべき職務上の義務を怠ること
⑤ 経済的虐待	財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること

3. 虐待の防止に向けた具体的な取り組み

(1) 虐待防止委員会の設置

設置要綱に基づき本会の施設及び各福祉サービスの利用者に対して、虐待の防止と早期発見及び適切な対応の推進に努め、利用者の安全と人権を擁護する。

(2) 職員に対する虐待防止研修の実施

虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発する。
年1回以上の定期的な研修を実施し、新規採用時にも研修を実施する。

(3) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

虐待を防止するための専任の担当者を置く。

(4) 事業者としての責務に基づく職員への働きかけ

所属長は、利用者の人権擁護の意識を高め、地域に開かれた事業所として、利用者が安心してサービスを利用できるよう、職員一人ひとりに周知・徹底させる。

4. 虐待発生時の対応

(1) 虐待発生時の対応

虐待等が発生した場合には、利用者の安全、安心の確保を最優先とし、速やかに甲賀市に報告するとともに、その要因の除去に努める。

虐待等の発生要因を十分に調査、分析するとともに、再発防止に向けて、組織体制の強化と意識啓発を徹底する。

(2) 相談・報告体制

職員が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、速やかに担当者に報告する。担当者は報告者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払ったうえで、虐待等を行った本人に事実確認を行う。

5. 成年後見制度の利用支援

利用者、家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、適切な窓口を案内するなどの支援を行う。

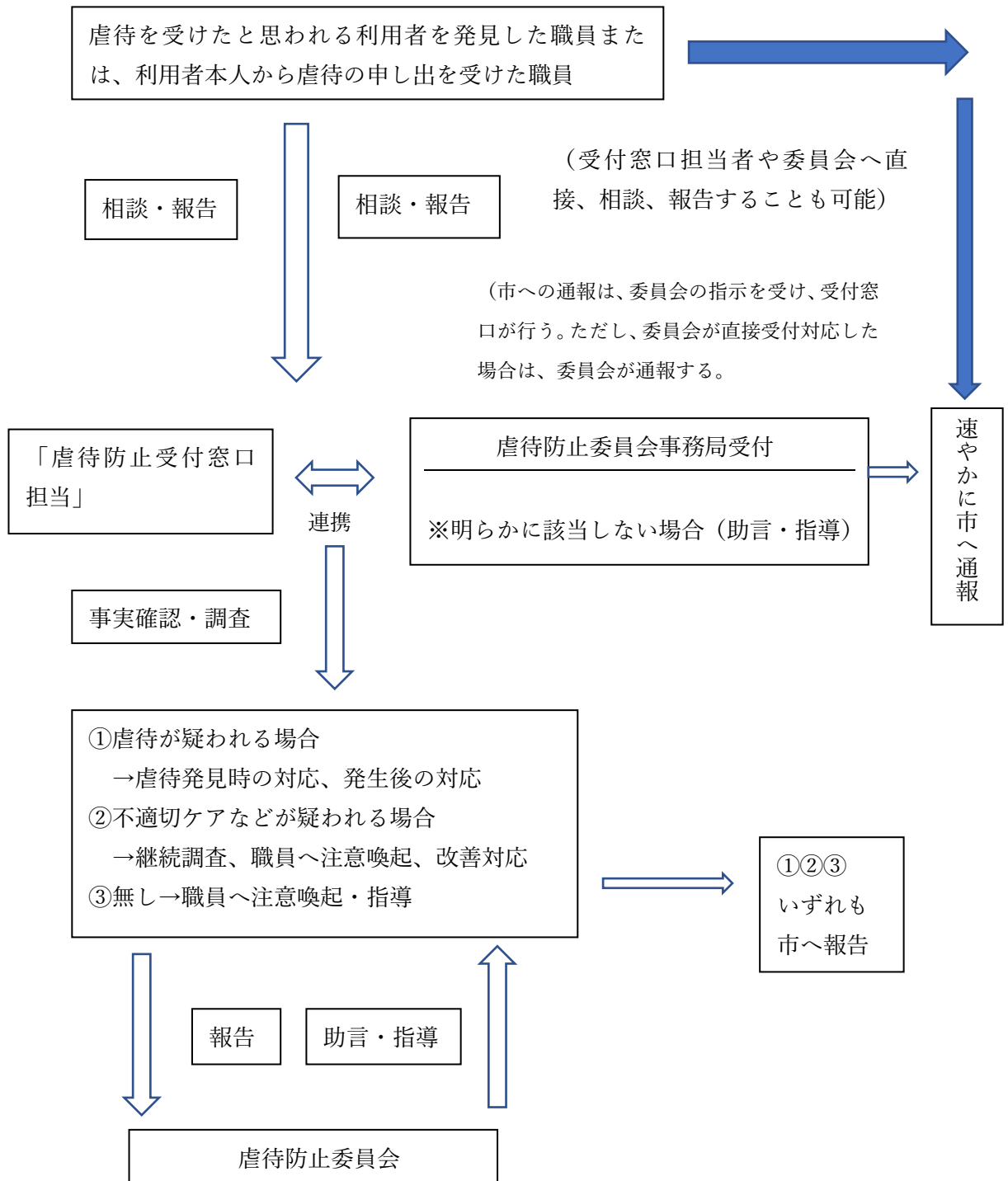
6. 虐待等に係る苦情解決方法

虐待等の苦情相談については、法人が定める苦情解決に関する規程に基づき対応、解決に努力する。

7. 当該指針の閲覧

利用者および利用者家族は、いつでも本指針を閲覧することができる。法人のホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とする。

虐待発見した職員のフローチャート（例）



*上記は、社協内部のフローチャート（例）ですが、高齢者虐待防止法・障害者虐待防止法においては、虐待を受けたと思われる高齢者・障がい者を発見した者は、速やかに市に通報する義務がある旨、定められています。

社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会 虐待防止委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、本会が定めた虐待防止指針に基づき、虐待防止委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、本会の施設および各福祉サービスを利用する利用者に対して、虐待の防止と早期発見および適切な対応（以下、「虐待防止」という。）の推進に努め、利用者の安全と人権を擁護することを目的とするものとする。

(委員会の設置)

第2条 委員会は、次のとおりとする。

- (1) 委員は必要のある員数とし、本会会長が任命し、任期は1年とする。
- (2) 委員会は委員長、副委員長および委員をもって組織する。
- (3) 委員長は事務局長があたるものとし、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- (4) 委員長が事故ある時は副委員長が職務を代理する。
- (5) 委員には、必要ある場合、第三者委員および利用者、保護者、外部委員、法人各事業所管理者等を加えることができる。

(委員会の開催)

第3条 委員会の開催は次のとおりとする。

- (1) 委員会は、年1回の定例会を開催するものとし、委員長が招集する。
- (2) 臨時として、職員による虐待の通報受付時等に委員長が招集し開催する。

2 委員会は、「身体拘束等適正化のための指針」に基づく「身体拘束等適正化委員会」と同時に開催することができるものとする。

(委員会の所掌)

第4条 委員会の所掌は次のとおりとする。

- (1) 虐待防止のための計画づくり
 - ①虐待防止の職員研修計画の作成と実施（外部研修への参加も含む）
 - ②虐待が起こりやすい職場環境の確認と改善
 - ③ストレス要因が高い労働条件の確認と改善
 - ④虐待防止のマニュアルやチェックリストの作成と実施
 - ⑤虐待防止の啓発物の作成と掲示

- (2) 虐待の未然防止や早期発見の取り組み
- (3) 職員による虐待事案発生後（不適切な対応も含む）の検証と再発防止策の検討と実行
- (4) 委員会の検討内容や結果について職員へ周知徹底
- (5) その他、法令および制度の変更による取り組みの見直し

（委員会の責務）

第5条 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない環境づくりを目指さなければならない。

- 2 委員は、日頃より利用者等の権利擁護に関する知識の習得に努めるだけでなく、人格の向上にも努めるものとする。
- 3 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者支援の場で虐待および虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。
- 4 委員会は、本会の他の委員会等とも連携をとり利用者の虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、他委員会等と協議し、合同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

附 則

この要綱は、令和4年3月22日より施行する。

この要綱は、令和4年8月5日より施行する。

この要綱は、令和5年7月30日より施行する。

この要綱は、令和6年7月 3日より施行する。

委員会の委員構成 第2条関係

役職	区分	氏名	備考
委員長	事務局長	湯次 耕大	法人本部
副委員長	在宅生活支援部部長	合屋 圭子	在宅生活支援部
委員	在宅生活支援部	前野 寛子	在宅生活支援部
委員	法人運営部副部長	大倉 崇弘	法人運営部
委員	生活福祉課	大久保 孝仁	生活福祉課・福祉作業所
委員	第三者委員	法人第三者委員より 選出	必要に応じて招集
委員	利用者代表	適宜選出	必要に応じて招集
委員	保護者代表	適宜選出	必要に応じて招集
委員	外部委員	適宜選出	必要に応じて招集
委員	法人各事業所管理者	適宜選出	
事務局	事務局	大久保孝仁	生活福祉課 福祉作業所

※虐待案件の内容等で委員が当事者となり得る場合は、当該委員は委員会に招集しないものとする。

身体拘束適正化委員会の委員構成 第2条関係

役職	区分	氏名	備考
委員長	事務局長	湯次 耕大	法人本部
副委員長	在宅生活支援部部長	合屋 圭子	在宅生活支援部
委員	在宅生活支援部	前野 寛子	在宅生活支援部
委員	法人運営部副部長	大倉 崇弘	法人運営部
委員	生活福祉課	大久保 孝仁	生活福祉課・福祉作業所
委員	第三者委員	法人第三者委員より 選出	必要に応じて招集
委員	利用者代表	適宜選出	必要に応じて招集
委員	保護者代表	適宜選出	必要に応じて招集
委員	外部委員	適宜選出	必要に応じて招集
委員	法人各事業所管理者	適宜選出	
事務局	事務局	大久保孝仁	生活福祉課 福祉作業所

※虐待案件の内容等で委員が当事者となり得る場合は、当該委員は委員会に招集しないものとする。